

「学校における主権者教育を推進するための指針（案）」について

「学校における主権者教育を推進するための指針」について

1 目的

主権者教育で身に付けさせたい力や指導方法等を示すことにより、本県の学校における主権者教育を推進することを目的とする。

2 経緯

H27. 6. 19	公職選挙法等の一部を改正する法律の公布 ※選挙権年齢が満18歳以上へ
H27. 12. 25	徳島教育大綱の策定
H28. 7. 14	主権者教育に関する調査の実施
H28. 10. 4	第1回推進協議会 ※指針のコンセプトや章構成等について検討
H28. 12. 15	第2回推進協議会 ※「指針(素案)」について検討
H29. 1. 27	第3回推進協議会 ※「指針(案)」について検討
H29. 3. 2	教育委員会会議第19回定例会

* 推進協議会：学校における主権者教育に関する推進協議会

3 各章の概要

【第1章】 主権者教育の現状と課題

本章では、主権者教育に関する調査結果等を基に、本県の課題を「主権者教育を学校全体の取組とする」と「主権者教育においては、体験的・実践的な学びを重視する」の2点に集約した。

【第2章】 主権者教育の指導指針

本章では、主権者教育で身に付けさせたい力を示すとともに、副教材やハンドブックを活用した効果的な進め方や実践する上で必要となる指導上の留意点、生徒による政治的活動の取扱いについて解説した。

【第3章】 主権者教育の実践

本章では、主権者教育を学校全体の取組とし、推進する上で必要な指導計画の作成上の留意点と指導計画例を示すとともに、体験的・実践的な学びの参考となる実践事例を紹介した。

4 今後の予定

- 平成29年3月末に、小・中・高校・特別支援学校等に配布する。
- 校長会、教頭会、主権者教育担当者研修会等において、本指針の周知を図り、学校における主権者教育をより一層推進する。